硬さ			ＪＩＳ　Ｋ　六二五三―一 ＪＩＳ　Ｋ　六二五三―二 ＪＩＳ　Ｋ　六二五三―三 ＪＩＳ　Ｋ　六二五三―四	三十五以上四十五以下（差込式結合金具） 七十五以上八十五以下（ねじ式結合金具）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
耐老化性	［略］	［略］	［略］	［略］
	硬さ変化	ＪＩＳ　Ｋ　六二五七	プラス十五以内	

第三章　大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具

（表示）

第二十一条　大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

［一～三　略］

四　装着する大量送水用ホース又は大容量ホースの呼び径（ホース規格省令第二条第三号の二に規定する呼び径をいう。）

［五　略］

五の二　大量送水用差込式結合金具にあっては、次に掲げる事項

イ　大量送水用差込式結合金具である旨の表示

ロ　大量送水用ホースのジャケット（ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。次号ロ、第二十六条第五号の二ロ及び第六号ハにおいて同じ。）の劣化を防ぐための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあっては、その旨の表示

六　大容量泡放水砲用差込式結合金具にあっては、次に掲げる事項

イ　大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

ロ　大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあっては、その旨の表示

［削る］

（準用）

第二十二条　第四条、第五条、第七条（第一号を除く。）、第八条（第一号及び第七号を除く。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第五条第二項中「同表の下欄に掲げる範囲内」とあるのは「設計された範囲内」と、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十一条第五号の二ロ又は第六号ロの表示をするものにあっては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「㎜㎥／㎜」とあるのは「㎜㎥／㎜」と読み替えるものとする。

第四章　大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具

（構造）

第二十四条　大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

［一～五　略］

［同上］			ＪＩＳ　Ｋ　六二五三
	［同上］		［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	プラス十五

第三章　大容量泡放水砲用差込式結合金具

（表示）

第二十一条　大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

［一～三　同上］

四　装着する大容量ホースの呼び径（ホース規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。）

［五　同上］

［新設］

六　大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

［新設］

七　大容量ホースのジャケット（ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。第二十六条第八号において同じ。）の劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあっては、その旨の表示

（準用）

第二十二条　第四条、第五条、第七条（第一号を除く。）、第八条（第一号及び第七号を除く。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十一条第七号の表示をするものにあっては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「㎜㎥／㎜」と読み替えるものとする。

第四章　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具

（構造）

第二十四条　大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

［一～五　同上］